

北海道告示第10501号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和6年（2024年）3月25日

北海道知事 鈴木 直道

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和6年度（2024年度）において道が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（3）に定めるものとする。

（1）契約

令和6年（2024年）3月25日に一般競争入札の公告を行う令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務契約

（2）資格

令和6年度林業就業体験受入強化事業に係る業務の資格（以下「資格」という。）

（3）役務等の種類

令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

（1）単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（法人、法人以外の団体も含む。）による複合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

（2）単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道競争入札資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都道府県の事業税（道税の納税義務がある場合は除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務がない場合を除く。）

(ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この入札に参加する者でないこと。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和 6 年 3 月 日（ ）から令和 6 年 4 月 8 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道水産林務部林務局林業木材課のホームページ

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/>) においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなった時は、資格を失う。

7 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道水産林務部林務局林業木材課

(2) 所 在 地 札幌市中央区北3条6丁目

(3) 電話番号 011-206-6579

北海道 告示第10502号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和6年（2024年）3月25日

北海道知事 鈴木 直道

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務 一式

(2) 契約の目的の仕様等

企画提案指示書による。

(3) 履行期限（履行期間）

契約締結の翌日から令和7年（2025年）3月21日（金）まで

(4) 履行場所

企画提案指示書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 令和5年北海道告示10501号に規定する令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

3 契約条項を示す場所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道水産林務部林務局林業木材課

4 入札執行の場所及び日時

入札は次の場所及び日時で執行する。

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道庁11階 水産林務部1号会議室

(2) 入札日時 令和6年4月18日（木）午前10時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認められるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

契約保証金は免除する。ただし、契約を締結するものが契約を履行しないこととなるおそれがあると認められるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 郵便等による入札の可否

認めない。

8 入札の方法及び落札者の決定

この入札は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 に規定する総合評価一般競争入札の方法によるので、入札に参加しようとする者は、入札書の提出とともに、あらかじめ契約の対象となる企画提案指示書で指示している提案事項を記載した企画提案書を提出しなければならない。

また、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、同条第 3 項の規定による落札者決定基準により、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札をした者を落札者とする。

なお、開札において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者及びその入札価格のみを発表することとするが、落札者は、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、後日決定し、当該落札者及びその他の入札者に対し通知する。

9 落札者決定基準

落札者決定基準は、別記による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成等について

(1) この契約は契約書の作成を要する。

(2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方について、書面で行うか契約内容を記録した電子的記録で行うかを申し出ること。

12 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則(昭和 45 年北海道規則第 30 号)第 154 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

(3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 入札説明会

実施しない。ただし、質疑については(5)にて随時受け付ける。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道水産林務部林務局林業木材課担い手育成係

イ 所 在 地 札幌市中央区北3条西6丁目

ウ 電話番号 011-206-6579

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 部分払

部分払はしない。

(8) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(9) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(10) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(11) 契約の履行

ア この契約に係る監査又は検査の際に、提案書による性能、機能、技術等の提案内容のとおり履行されていないときは、道の請求により提案内容のとおり修補又は再履行しなければならない。

イ 提案内容のとおり修補又は再履行が困難であると認められるとき又は合理的でないと認められるときは、アに規定する修補又は再履行に代えて、契約金額から提案内容の不履行部分に相当する額を減額し、若しくは提案内容の不履行による損害賠償を請求し、又は契約金額から提案内容の不履行部分に相当する額を減額するとともに提案内容の不履行による損害賠償を請求することがある。

(12) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(13) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務 参加資格審査申請書(様式)

令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務の入札に参加したいので、関係書類を添えて提出します。
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

(単体法人又はコンソーシアム代表者)

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

(連絡担当者)

所 属

職 位・氏 名

電 話 番 号

F A X 番 号

E - m a i l

参加資格審査申請事業者の概要

1 組織概要

設立年月	年 月	資本金	千円
主な業務 経 歴	(概要、沿革、主な取引先、主な業務実績など)		
本 社	区 分	名 称	所 在 地
	本 社		
その他の事業所			
従業員数	人(うち北海道内 人)		

2 事業実績

過去に受注した本事業と同様の業務実績について記載してください。(過去20年以内で直近のものから最大5つまで)

年度	契約の相手方	業務名	契約金額(円)	業務概要

3 申出事項

- (1) 道内に本社又は事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 北海道競争入札資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
 - イ 本社が所在する都道府県の事業税(道税の納税義務がある場合は除く。)
 - ウ 消費税及び地方消費税

- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。(当該届出の義務がない場合を除く。)
- ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (8) コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この入札に参加する者でないこと。

4 添付書類

- (1) 法務局の発行する登記事項証明書(提出時から3か月以内のもの)
- (2) 納税証明書
- 上記3(6)に示す税に滞納がないことの証明書(提出の日から3か月以内のもの)
- (3) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)であることを確認できる資料(保険料領収済額通知書、納入告知書、領収書等の写し等)
- ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (4) 上記2に記載した事業実績に係る契約書の写し
- (5) 誓約書
- (6) 複数法人による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)にあつては、上記のほかコンソーシアム協定書の写し)

- 注 1 コンソーシアムの場合は、構成員ごとに提出書類(参加表明事業者の概要、証明書等)を作成してください。
- 2 代表権のない方が代理人として提出する場合は、委任状を添付する必要があります。
- 3 提出された書類等については返却しません。

誓 約 書

北海道知事 様

私は、北海道と令和6年度就業体験受入強化事業委託業務に係る契約を締結するに当たり、法令等を遵守し、いかなる契約違反及び不正行為も行わないことを誓約いたします。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、契約書に基づき契約解除のほか、違約金、加算金を徴収されても異存ありません。

年 月 日

所在地 〒
商号又は名称
代表者

コンソーシアム協定書(見本)

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、北海道の発注に係る「令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)」と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) 北海道〇〇市〇〇町〇〇
〇〇〇〇(単体企業名等)
- (2) 北海道〇〇市〇〇町〇〇
〇〇〇〇(単体企業名等)
- (3) 北海道〇〇市〇〇町〇〇
〇〇〇〇(単体企業名等)
- (4) 北海道〇〇市〇〇町〇〇
〇〇〇〇(単体企業名等)

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、〇〇〇〇とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の制作に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(業務の分担等)

第7条 各構成員の業務分担及び負担金分担額は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

- | | |
|--------|-------------|
| 〇〇〇〇業務 | (構成員名 〇〇〇〇) |
| 〇〇〇〇業務 | (構成員名 〇〇〇〇) |
| 〇〇〇〇業務 | (構成員名 〇〇〇〇) |
| 〇〇〇〇業務 | (構成員名 〇〇〇〇) |

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の制作に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務の制作業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完成する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第17条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第18条 本協定の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業〇〇〇〇外〇社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本〇通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

年 月 日

代表者（所在地）
（名 称）
（代表者） 印

構成員（所在地）
（名 称）
（代表者） 印

構成員（所在地）
（名 称）
（代表者） 印

構成員（所在地）
（名 称）
（代表者） 印

コンソーシアム協定書第7条に基づく協定書

北海道の発注に係る下記業務については、コンソーシアム協定書第7条の規定により、本コンソーシアム構成員が分担する受託額を次のとおり定める。

記

1 業務名 令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務

2 分担受託額(消費税及び地方消費税の額を含む)

〇〇〇〇業務 (構成員)〇〇〇〇	〇〇〇〇〇円
〇〇〇〇業務 (構成員)〇〇〇〇	〇〇〇〇〇円
〇〇〇〇業務 (構成員)〇〇〇〇	〇〇〇〇〇円
〇〇〇〇業務 (構成員)〇〇〇〇	〇〇〇〇〇円

代表者幹事企業〇〇〇〇外〇社は、上記のとおり分担受託額を定めたので、その証拠としてこの協定書正本〇通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

年 月 日

代表者 所在地
名 称
代表者

印

構成員 所在地
名 称
代表者

印

構成員 所在地
名 称
代表者

印

構成員 所在地
名 称
代表者

印

令和6年度林業就業体験受入強化事業

委託業務

落札者決定基準

令和6年(2024年)3月

北海道水産林務部林務局林業木材課

1 落札者決定基準の位置付け

この落札者決定基準は、北海道が実施する令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務（以下「業務」という。）の調達において、総合評価一般競争入札方式により落札者を決定するための基準を示すものである。

2 審査の進め方

審査は以下の手順で実施する。

(1) 提案審査

応募者の提案内容を以下（ア）～（ウ）の手順で審査する。

(ア) 基礎審査

別紙「令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務 総合評価基準」（以下「総合評価基準」という。）のうち、必須要件については、事務局が適否を審査する。

(イ) 委員審査

基礎審査以外の項目について審査を行うとともに、「基礎審査」の結果（案）を審議し、必須要件を満たしていない項目がある場合は、「失格」とする。

(ウ) 最終審査

入札価格及び提案内容を総合的に判断し、最も有利な者を決定する。

(2) その他

提出された提案書の差し替え及び再提出は認めない。

また、審査に当たっては入札者による提案内容のプレゼンテーションを行うこととする。（実施の詳細は別途通知）

3 総合評価による落札者の決定方法

入札書に記載された業務の入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、提案書の評価を行い算出した入札価格に係る評価点（以下「価格評価点」という。）と入札価格以外の要素に係る評価点（以下「技術評価点」という。）を合計して得た数値（以下「総得点」という。）が最も高い者（以下「最も有利な入札者」という。）を落札者とする。

この場合において、最も有利な入札者が2者以上あるときは、別途くじにより落札者を決定する。当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

4 評価点

(1) 価格評価点

価格評価点は、次の式により計算した点数を与える。算出に当たっては、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位止めとする。

なお、予定価格を超えた場合は失格とする。

$$\text{価格評価点} = (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{価格評価点の配分得点}$$

(2) 技術評価点

技術評価点は別紙、「総合評価基準」に示すところにより評価を行い、各評価項目の得点を合計して得た数値とする。

(ア) 必須要件

業務を行うために必須としている要件であり、全ての要件を満たしているものを「合格」、要件を一つでも満たしていないものは「失格」とする。

なお、事務局が要件の適否を審査し、委員審査で審議する。

(イ) 加算点

加算点の項目を満たす場合は各項目で定める点を付与する。

なお、配点率を定めている項目は、配点の上限の範囲内で評価ランクによりA～Eの評価を行い、それぞれのランクに該当する配点率を各評価項目の配点に乗じて算出する。

<配点表>

評価ランク		配点率
A	非常に優れている	100%
B	優れている	75%
C	標準的である	50%
D	やや劣っている	25%
E	劣っている又は記述がない	0%

(ウ) 最終技術評価点

入札参加者の技術評価点については、各委員の採点のうち最高点及び最低点を除いた平均点をもってその得点とする。

算出にあたっては、小数点第4位を四捨五入し、小数点第3位止めとする。

5 価格評価点と技術評価点の配分得点

価格評価点と技術評価点の配分得点は次のとおりとする。

なお、価格評価点と技術評価点の得点の配分については、要求する技術等の要素により当該業務の成果が大きく影響されることから、技術評価点に重点を置いた総合評価を行うこととし、その配分割合は、価格評価点：技術評価点＝1：3とする。

区分	価格評価点の配分得点	技術評価点の配分得点	合計
配点	100点	300点	400点

令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務 総合評価基準

評価項目	評価細目	評価基準	必須要件	加算点
全体評価	提案内容の的確性・仕様書に対する理解	北海道が提示する仕様書の内容を十分に理解しているか。 優れた理解:A(20点)、十分理解:B(15点)、概ね理解:C(10点)、理解不足:D(5点)、理解していない:E(0点)	-	20
	事業に対する理解・知識	事業内容及び目的に対する理解・知識が十分であると読み取れる提案内容となっているか。 優れた体制:A(20点)、十分な体制:B(15点)、最低限の体制:C(10点)、不十分な体制:D(5点)、記載がない:E(0点)	-	20
実施体制・実績	実施体制・役割等	業務の実施にあたって必要な実施体制(責任者・人員・経歴・役割・組織図など)について、具体的に明記されているか。 優れた体制:A(20点)、十分な体制:B(15点)、最低限の体制:C(10点)、不十分な体制:D(5点)、記載がない:E(0点)	-	20
	同様の業務実績	過去に類似事業を受注した実績が記載されているか。	◎	適or不適
実施方法	リスティング広告等を活用したホームページのPR	指示書記載の内容に適合しているか。(方法、対象、回数、媒体、作成物)	◎	適or不適
		広告宣伝の方法、回数、媒体、作成物は、道のホームページへのアクセス数の増加につながる効果的な内容となっているか。 優れた内容:A(60点)、十分な内容:B(45点)、最低限の内容:C(30点)、内容不足:D(15点)、記載がない:E(0点)	-	60
	ホームページの編集	指示書記載の内容に適合しているか。(必須事項)	◎	適or不適
		ホームページのデザインや申込フォーム、就業体験受入事業体の紹介内容は、就業体験への申込につながるような効果的な内容となっているか。 優れた内容:A(40点)、十分な内容:B(30点)、最低限の内容:C(20点)、内容不足:D(10点)、記載がない:E(0点)	-	40
	専門家派遣等による就業体験受入事業体へのサポート及び情報収集	指示書記載の内容に適合しているか。(専門家の選定、サポート体制、マニュアルの作成、支援方法、支援内容、対象事業体数、専門家の派遣回数、情報収集)	◎	適or不適
		専門家によるサポート内容は、林業事業体による体験プログラムの充実等の課題解決につながる効果的な内容となっているか。 優れた内容:A(60点)、十分な内容:B(45点)、最低限の内容:C(30点)、内容不足:D(15点)、記載がない:E(0点)	-	60
		体験受入マニュアルの内容や林業事業体への情報収集は、体験プログラムの充実等の課題解決につながる効果的な内容となっているか。 優れた内容:A(40点)、十分な内容:B(30点)、最低限の内容:C(20点)、内容不足:D(10点)、記載がない:E(0点)	-	40
	就業体験受入事例集の作成及び普及	指示書の内容に適合しているか。(内容、仕様、配布先、配布方法)	◎	適or不適
事例集の内容は、林業事業体が理解しやすいものとなっているか。 優れた内容:A(40点)、十分な内容:B(30点)、最低限の内容:C(20点)、内容不足:D(10点)、記載がない:E(0点)		-	40	
技術評価点合計				300

企 画 提 案 説 明 書

1 業務の目的

林業の担い手の確保に向けて、林業の魅力を発信するため、林業事業者（以下、「事業者」という。）が求職者を対象に実施する就業体験について、林業に興味や就業意思のある求職者（以下「求職者」という。）に対し、WEB 広告等の発信により参加を促進する。

また、事業者に対して、専門家を派遣し、助言等により体験プログラムの充実を図るなど、就業体験の受け入れ体制を強化することを目的として実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務

(2) 業務内容

詳細は、別紙「企画提案指示書」を参照のこと。

(3) 履行期限

令和7年(2025年)3月21日(金)

(4) 発注者

北海道

3 契約の方法等

(1) 契約方法：総合評価一般競争入札

(2) 委託期間：契約締結の翌日から令和7年(2025年)3月21日(金)までとする。

(3) その他

ア 本業務は、新型コロナウイルス感染症などの影響により、業務内容の変更や業務委託を中止する可能性がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容を変更するか、契約を行わないことがある。

イ 委託契約締結後、新型コロナウイルス感染症などの影響により業務の一部中止や実施方法の変更を求める場合がある。

4 企画提案書の提出に要求する資格

次のいずれにも該当する者とする。

(1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（法人、法人以外の団体も含む。）による複合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道競争入札資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本社が所在する都道府県の事業税（道税の納税義務がある場合は除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務がない場合を除く。）

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この総合評価一般競争入札に参加する者でないこと。

5 手続き等

業務の委託にあたり、企画提案参加希望者から事前に参加資格審査申請書を徴取して資格の有無を審査し、資格を有する申請者には、企画提案書の提出を要請する。

(1) 担当部課（提出・問い合わせ先）

北海道水産林務部林務局林業木材課担い手育成係 齊藤

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階

011-206-6579（ダイヤルイン） FAX：011-232-1294

(2) 参加資格審査申請書

提出期限：令和6年(2024年)4月8日(月)午後5時 必着

提出場所：上記(1)に同じ

提出方法：持参または郵送（書留郵便に限る）

なお、持参の場合の受付時間は、土、日、祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで。

(3) 企画提案書

提出期限：令和6年(2024年)4月16日(火)午後5時 必着

提出場所：上記(1)に同じ

提出方法：上記(2)に同じ

(4) 無効となる参加資格審査申請書または企画提案書

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

(5) 企画提案書の提出を要請する参加者等への通知（郵送）

提出された参加資格審査申請書の内容を審査し、資格要件を満たしている者には企画提案書の提出要請を通知する。また、資格要件を満たしていない者には、その旨を通知する。

(6) 落札者等への通知（郵送）

落札者は、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、後日決定し、落札者及びその他の参加者に対し通知する。

6 受託者の決定方法

企画提案者から提案内容を聴取した上で、最も優れた企画提案を選定するため、令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務に係る総合評価審査会を設置し、8に掲げる評価項目について審査・評価を行い、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、受託者を決定する。

なお、企画提案者が5者を超える場合、事前に企画提案書の書面による予備審査を行い、聴取対象者を5者以下に絞ることがある。また、聴取対象者とならなかった企画提案者の提案は無効とする。

7 評価項目

企画提案書の審査・評価は、以下の事項について行う。

(1) 全体評価

ア 提案内容の的確性・指示書に対する理解

北海道が提示する指示書の内容を十分に理解しているか。

イ 事業に対する理解・知識

事業内容及び目的に対する理解・知識が十分であると読み取れる提案内容となっているか。

(2) 実施体制・実績

ア 業務全体の実施体制・役割等

業務全体の実施にあたって必要な実施体制（人数や役割等）を具体的に明記されているか。

イ 同様の業務実績

過去に同様の事業を受注した実績があるか。

(3) 実施方針

ア リスティング広告等を活用したホームページのPR

・指示書の記載内容に適合しているか。（方法、対象、回数、媒体、作成物）

・広告宣伝の方法、回数、媒体、作成物は、道のホームページへのアクセス数の増加につながる効果的な内容となっているか。

イ 道のホームページ編集

・指示書の記載内容に適合しているか。

・ホームページのデザインや申込フォーム、就業体験受入事業体を紹介するコンテンツは、就業体験への申込につながるような効果的な内容となっているか。

ウ 専門家派遣等による就業体験受入事業体へのサポート及び情報収集

・指示書の記載内容に適合しているか。（専門家の選定、サポート体制、マニュアルの作成、支援方法、支援内容、対象事業体数、専門家の派遣回数、情報収集）

・専門家による事業体に対するサポートは、就業体験の参加者の増加と林業事業体による体験プログラムの充実等の課題解決につながる効果的な内容となっているか。

・体験受入マニュアルや林業事業体に対する情報収集の項目・手法等は体験プログラムの充実等の課題解決につながる効果的な内容となっているか。

エ 就業体験受入事例集の作成及び普及

・指示書の記載内容に適合しているか。（内容、使用、配布先、配布方法）

・事例集は、林業事業体が理解しやすく、就業体験の受入促進が規定される内容となっているか。

8 企画提案書の作成上の留意事項

別紙「企画提案指示書」を参照のこと。

9 委託業務の契約締結

原則として、道は、総合評価審査会で決定された最も有利な者に対し、所定の手続きを経た上で、当該業務に係る契約を締結する。

ただし、上記いずれの時点においても失格要件が判明した場合は、総合評価審査会で審査のうえ、失格とする。

失格要件は次のとおり。

- (1) 企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合
- (2) その他、事業を遂行できない重大な事由が発生した場合

10 契約書及び委託業務処理要領

別紙「契約書」及び「委託業務処理要領」を参照のこと。

11 契約保証金

契約保証金は免除する。ただし、契約を締結するものが契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

なお、契約保証金の納付の免除、給付方法等は、地方自治法施行令第167条の16、北海道財務規則第171条の定めるところによる。

12 その他

- (1) 企画提案書提出要請の通知受理後に、総合評価一般競争入札の不参加を決めた場合は、その旨連絡すること。
- (2) 企画提案者のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
- (3) 提出期限後以降における参加資格審査申請書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出された参加資格審査申請書及び企画提案書は返却しない。
- (5) 提出された参加資格審査申請書は企画提案参加事業者の選定以外に、また、企画提案書は選定以外に、提出者に無断で使用しない。
- (6) 公平性、透明性、客観性を期するため、選定された企画提案書を公表することができるものとする。

企 画 提 案 指 示 書

1 業務名

令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務

2 業務の目的

林業の担い手の確保に向けて、林業の魅力を発信するため、林業事業者（以下、「事業者」という。）が求職者を対象に実施する就業体験について、林業に興味や就業意思のある求職者（以下「求職者」という。）に対し、WEB 広告等の発信により参加を促進する。

また、事業者に対して、専門家を派遣し、助言等により体験プログラムの充実を図るなど、就業体験の受け入れ体制を強化することを目的として実施する。

3 委託業務内容

求職者に対して、就業体験を受け入れることができる事業者情報が掲載されている道のホームページ『北海道の一次産業に就く』（以下、「道のホームページ」という。）を PR するために、効果的な WEB 広告等の発信や道のホームページの魅力を向上させるための編集を実施する。

また、就業体験を受け入れる事業者の体制を強化するために、就業体験受け入れマニュアル等を作成するとともに、就業体験を受け入れる際の助言や現地対応、新規就業者の確保に向けて取り組んでいる事項等を聞き取りまとめる専門家を設置。

なお、就業体験を受け入れた際の様子が見える内容や新規就業者の確保に向けて取り組んでいる事項等をまとめた事例集を作成し、道内の事業者に普及する取組とすること。

【委託項目】

(1) リスティング広告等を活用したホームページの PR

求職者が林業の就業体験に参加したくなるようなリスティング広告等により、道のホームページ情報の発信を行うとともに、当該広告の効果分析・検証を行うこと。

また、目的に合った広告媒体を、単独または複数組み合わせることで実施することとし、イラストや写真、映像資料等のほか、広告に必要な素材は、受託者が用意すること。

ア 方法

リスティング広告（検索連動型広告）及びターゲティング広告

イ 対象

道内の林業への関心層

ウ 回数

年に2回以上、各1ヶ月程度。

エ 広告する媒体

Google、Yahoo!、Instagram、Facebook など

オ 作成するもの

広告するために必要な画像や映像、資料等、広告の効果分析・検証をした報告書

カ その他

上記内容を基本とし、より効果的な広告方法がある場合は、その限りではない。

(2) 道のホームページの編集

求職者が道のホームページを閲覧した際、就業体験に申し込みたくなるような魅力的なデザインに編集することとし、委託者が提供する既存ホームページのイラストや写真、映像、資料等の他、編集に必要な素材は、受託者が用意すること。

なお、編集にあたっては、「北海道公式ホームページ運営要領」に準拠して、必要な CMS を作成することとし、道のホームページが公開されるまで対応すること。

ア 必須事項

(ア) 就業体験が、どの地域で行われているか北海道地図等により一目でわかるような工夫を行うこと。

(イ) 求職者が就業体験を申し込むにあたり、簡単な申込フォーム等により申請できること。

なお、申込者の情報は、道の担当者等に電子メールにより通知されること。

(ウ) 就業体験受け入れ事業体の会社概要と職場の雰囲気わかる写真や動画等を掲載すること。

(エ) その他、効果的かつ魅力的なデザインとするために、委託者と十分協議すること。

(3) 専門家派遣等による就業体験受入事業体への無料サポート及び情報収集

人材の確保に課題を抱える事業体を対象に、専門家を派遣し、当該事業体が抱えている潜在的な課題を洗い出した上で、専門的な知見により、就業体験プログラムの充実などの課題解決に向けた具体的な助言による個別支援を無料で行うこと。

ア 専門家

あらかじめ受託者において、求人活動のノウハウや情勢に詳しい専門家の候補者を選定し、委託者との協議を経て、決定することとし、常に事業体等からの相談を受けることができる体制を構築すること。

イ 就業体験受け入れマニュアルの作成

初めて就業体験を受け入れる事業体が、準備から実施までの全体の流れや留意点を理解するのに必要な就業体験受入マニュアル等を作成すること。

なお、本マニュアルの内容は十分委託者と協議した上で、可能な限り速やかに就業体験受け入れ事業体に配布するとともに、成果品の提出の際には最新の情報に更新すること。

ウ 支援方法

事業者への訪問による支援を原則とするが、必要に応じてオンラインや電話等（以下「リモート等」という。）の支援も可能とする。

エ 支援内容

(ア) 就業体験プログラムの企画・実施にあたっての助言

(イ) 必要に応じて就業体験受け入れ時の助言及び同行

(ウ) その他、就業体験受け入れに係る事業体への助言

オ 対象事業体数

(ア) エの (ア) 及び (ウ) の対象は 15 社程度を基本とする。

(イ) エの (イ) の対象は上記 (ア) のうち原則 5 社程度とする。

カ 対象事業体の選定

オの対象事業体の選定は、委託者との協議による。

キ 1社あたりの支援回数

(ア) オの (ア) の事業体に対し、委託期間中2回以上の助言等を行うこと。(リモート等での対応含む。)

(イ) オの (イ) の事業体に対して、1回以上最大2回まで専門家を派遣すること。(リモート等での相談回数の上限は設けない。)

ク 情報収集について

オの (イ) の事業体に対して、月に1回以上は電話等によるコンタクトをとることとし、就業体験の受け入れ状況や新規就業者の確保に向けて取り組んでいる事項を聞き取るなど情報収集に努めること。

(4) 就業体験受け入れ事例集の作成及び普及

実際に就業体験を受け入れた時のイメージや効果的な新規就業者の確保に取り組んでいる事業体の取組を道内の事業体に幅広く共有するため、優良事例等を集約し、解説を付した事例集を作成する。

また、作成した事例集は、道のホームページの就業体験受け入れ一覧に掲載されている林業事業体(以下、「ホームページ掲載林業事業体」という)へ配布するなど普及活動も実施する。

ア 事例集の内容

(ア) 就業体験を受け入れた様子

(イ) 新規就業者の確保に向けて取り組んでいる優良事例の紹介

(ウ) 上記3(3)のイで作成した就業体験受け入れマニュアル

(エ) その他、新規就業者の確保に取り組む事業体向け支援制度の紹介など

イ 仕様

(ア) 優良事例の掲載数は、基本5事例とし、1事例2ページ程度の紹介とすること。

(イ) 電子媒体での閲覧を想定した構成とし、冊子にすることを踏まえサイズはA4、カラーで作成すること。

ウ 事例集の配布

ホームページ掲載林業事業体に配布する際は、紙媒体(A4冊子、カラー)を郵送等により配布すること。

(5) 事業報告書の作成

受託者は、事業体に行った支援や聞き取り状況、課題や解決策などをまとめた事業報告書を作成し、成果品と併せて提出すること。

4 業務実施にあたる留意事項

(1) この事業により知り得た個人情報等を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。(この事業が終了した後においても適用するものとする。)

(2) 上記3(1)について、原則として委託経費の15%程度を充てること。

(3) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないことから、再委託とならないよう、必要に応じて他事業者等とのコンソーシアム(複数法人による連合体)により実施すること。

また、主たる部分に当たらない業務であっても第三者に委託、又は請け負わせる予定がある場合には、その旨、事前に委託者の承諾を得ること。

5 契約方法等

- (1) 契約方法：総合評価一般競争入札
- (2) 委託期間：契約締結から令和7年（2025年）3月21日（金）まで

6 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (9) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

7 参加資格申請書等の提出

- (1) 提出書類：参加資格申請書、添付資料
- (2) 様式：参加資格申請書別添様式による
- (3) 提出部数：参加資格申請書、添付資料とも1部
- (4) 提出期限：令和6年（2024年）4月8日（月）午後5時（必着）
- (5) 提出場所：9の（4）のとおり
- (6) 提出方法：持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類：企画提案書、付属資料
- (2) 様式：企画提案書別添様式による（用紙の大きさは日本工業規格A4版（縦長））
- (3) 提出部数：企画提案書、付属資料とも10部

※1部は提案者名を記載したもの。残り9部は提案者名を記載しないもの。

また、プレゼンテーションでは、社名を伏せて行うことから、企画提案書提出要請時に記号を通知するので、企画提案書の中の社名はすべてこの記号を使用することとし、文中にもロゴマークや提案者を特定できる図柄等は記載しないよう注意すること。

- (4) 提出期限 令和6年(2024年)4月16日(火)午後5時(必着)
- (5) 提出場所 9の(4)のとおり
- (6) 提出方法持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

9 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨

日本語、日本円

- (2) 無効となる提出書類

企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

- (3) その他

ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。

なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。

ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認められない。

オ 全ての提出書類は返却しない。

カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

- (4) 問合せ先及び参加資格申請書、企画提案書等の提出先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎11階)

北海道水産林務部林務局林業木材課担い手育成係(担当:齊藤)

電話:011-206-6579 FAX:011-232-1294

電子メールアドレス:suirin.rinmoku11f@pref.hokkaido.lg.jp

令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務 提 案 書

企画提案者記号

※道が指定する記号を記載してください。

※ 本様式は、標準的な形式を示したものであり、ページ数、体裁等の変更が可能です。

ただし、サイズはA4としてください。

※ 10部のうち1部は左綴じせずダブルクリップなどで留めてください。

令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務に係る企画提案書

企画提案者記号： _____

1 業務遂行体制、業務遂行能力等

(1) 企画提案者の概要

(2) 総括責任者及び担当者

※本業務に係る総括責任者及び担当者の役職名、経験年数、主な実績について記載してください。
本業務と関連性のある職務経歴、資格などがあればそれも必ず記載してください。
(氏名は記載しないでください。)

(3) 業務全体の実施体制・役割等

※業務全体の実施体制（組織図）、人員配置、役割等を記載してください。
なお、実施にあたり関係機関・団体等と連携等する場合はその部分についても記載してください。

(4) 業務スケジュール

※委託業務開始から終了までの業務スケジュール（業務処理計画）について、具体的に記載してください。（契約締結及び業務開始は4月下旬～5月上旬頃を予定しています。）

(5) 同様の業務実績

※過去に受注した本事業と同様の業務実績を簡潔に記載してください。（過去20年以内で直近のものから最大5つまで）
※（3）で記載する関係機関・団体との連携、協業等の実績がある場合は、それも記載してください。

2 企画提案

(1) リスティング広告等を活用したホームページのPR

実施する媒体（Instagram 等）	
実施内容	
実施時の想定される効果	
その他	

(2) ホームページの編集

業務の実施体制	
編集を実施する者の経歴・実績	
作成した場合のイメージ	
その他	

(3) 専門家派遣等による就業体験受入事業体へのサポート及び情報収集

業務の実施体制	
派遣を予定しているアドバイザーの経歴・実績	
想定するサポート体制	
情報収集のまとめ等	
その他	

(4) 就業体験受入事例集の作成及び普及

業務の実施体制	
事例集の作成イメージ	
事例集の普及方法	
その他	

委 託 契 約 書

1 委託業務の名称 令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務

2 契約期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

3 業務委託料 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
(注) () 書きの部分は、受託者が課税事業者である場合に使用する。

4 契約保証金 金 円
(免 除)
(注) () 書きの部分は、契約保証金を免除する場合に使用する。

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。)

(注) 括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

(令和 年 月 日)

(注) 括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には削除する。

委託者 北海道
北海道知事 鈴木 直道 印

住 所
受託者 氏 名

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙委託業務処理要領（以下「要領」という。）に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支払うものとする。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第3条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受託者は、前項の規定にかかわらず、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部の処理を、受託者の責任において、第三者に委託することができる。この場合においては、受託者は、委託者が指示する書面を提出の上、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、再委託した業務に係る再委託先の行為について、委託者に対して全ての責任を負うものとする。
- 4 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、この契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。

(業務処理計画書の提出)

- 第4条 受託者は、この契約締結後速やかに、要領に基づき、業務処理計画書を提出するものとする。

(業務担当員)

- 第5条 委託者は、受託者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者)

- 第6条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者の変更請求等)

第7条 委託者は、業務処理責任者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付して、受託者に対し、その変更を請求することができる。

2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

(業務内容の変更等)

第8条 委託者は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、委託者は、受託者に対し通知するものとし、業務委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における委託者の賠償額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(著作権等の取扱い)

第9条 受託者は、委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、委託者に移転しなければならない。

(調査等)

第10条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

2 受託者は、前項の規定による求めに対し、速やかにこれに応じなければならない。

(報告義務)

第10条の2 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、委託者に報告し、その措置につき委託者と協議しなければならない。

(1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。

(2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

(3) 委託業務の処理に関し事故が生じたとき。

(完了検査等)

第11条 受託者は、委託業務を完了したときは、速やかに、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書及び成果品を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により提出された成果品について、その提出の日から起算して10日以内に検査を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、成果品が前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを補正しなければならない。この場合においては、補正の完了を委託業務の完了とみなし、前2項の規定を適用する。

4 成果品の引渡しは、第2項による委託者の合格の通知を發した日をもって完了したものとする。

(業務委託料の請求及び支払)

第12条 受託者は、成果品の引渡し完了したときは、委託者に対して業務委託料の支払の請求をするものとする。

2 委託者は、前項の適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払うものとする。

3 業務委託料の支払場所は、北海道会計管理者の勤務の場所とする。

(契約不適合責任)

第13条 委託者は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、その成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完を催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞)

第14条 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、委託期間の業務満了の期限の翌日から業務完了の日までの日数に応じ、業務委託料の額につき、年2.5パーセントの割合で計算して得た額とする。

3 委託者は、その責めに帰すべき理由により第12条第2項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。

4 委託者が、その責めに帰すべき理由により第11条第2項の期間内に検査しないときは、その期限の翌日から検査をした日までの日数は、第12条第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなし、前項の規定を適用するものとする。

(秘密の保持)

第15条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(委託者の任意解除権)

第16条 委託者は、委託業務が完了するまでの間は、次条から第19条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と

受託者とが協議して定めるものとする。

(委託者の催告による解除権)

第17条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。
- (3) 委託期間内に委託業務の処理が完了しないとき又は委託期間後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第18条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。
- (2) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 第21条又は第22条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

第19条 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受託者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第26条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第26条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 受託者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第26条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 受託者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における受託者に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海

道規則第30号) 第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

- (6) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第20条 第17条各号又は第18条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、第17条又は第18条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第21条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第22条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による委託業務の中止期間が委託期間の2分の1に相当する日数（委託期間の2分の1に相当する日数が30日を超えるときは30日）を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部であるときは、その一部を除いた他の部分に係る業務が完了した後、30日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第23条 第21条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第24条 委託者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合において、既に行われた業務処理により利益を受けるときは、その利益の割合に応じて業務委託料を支払うものとする。

（委託者の損害賠償請求等）

第25条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の1に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第17条又は第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）

の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号に定める場合(前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

4 第1項の場合（第18条第6号又は第8号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は当該契約保証金又は担保をもって同項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の1に相当する額に不足するときは、受託者は、当該不足額を委託者の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の1に相当する額を超過するときは、委託者は、当該超過額を返還しなければならない。

第26条 受託者は、この契約に関して、第19条各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 委託者は、実際に生じた損害の額が前項の業務委託料の10分の2に相当する額を超えるときは、受託者に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

（委託業務の処理に関する損害賠償）

第27条 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第28条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第21条又は第22条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（契約不適合責任期間等）

第29条 委託者は、引き渡された成果品に関し、第11条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、業務委託料の減額の請求又は契約の解除（以下この条にお

いて「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 委託者は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、直ちにその旨を受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果品の契約不適合が要領の記載内容又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容又は指示が不当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(相殺)

第30条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する契約保証金返還請求権、業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(個人情報保護)

第31条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の特則)

第32条 受注者は、発注者の監督又は検査の際に、契約書別記の「提案書による性能、機能、技術等の提案内容」のとおり履行されていないときは、発注者の請求により提案内容のとおり修補又は再履行しなければならない。

- 2 発注者は、提案内容のとおり修補又は再履行が困難であると認められるとき又は合理的でないと認められるときは、前項に規定する修補又は再履行に代えて、契約金額から提案内容の不履行部分に相当する額を減額し、若しくは提案内容の不履行による損害賠償を請求し、又は契約金額から提案内容の不履行部分に相当する額を減額するとともに提案内容の不履行による損害賠償を請求することができる。

(契約に定めのない事項)

第33条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

【別記】

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の取扱い)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者が、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 受託者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 受託者は、この契約による事務を処理するため委託者から提供された個人情報が記載された資料等を委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ委託者が書面により承諾した場合は、この限りでない。

(複写、複製の禁止)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製をしてはならない。

(提供資料等の返還等)

第7 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後、速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

令和6年度林業就業体験受入強化事業 委託業務処理要領

1 目的

この要領は、北海道（以下、「委託者」という。）が（以下、「受託者」という。）に委託する「令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務」を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託業務内容

- (1) リスティング広告等を活用したホームページのPR
- (2) 道のホームページの編集
- (3) 専門家派遣等による就業体験受入事業体への無料サポート及び情報収集
- (4) 就業体験受入れ事例集の作成及び普及
- (5) 事業報告書の作成
- (6) その他、リスティング広告、道のホームページ編集、専門家派遣等に係る必要な一切の業務

3 本業務の目的

求職者に対して、就業体験を受け入れることができる事業体情報が掲載されている道のホームページ『北海道の一次産業に就く』（以下、「道のホームページ」という。）をPRするために、効果的なWEB広告等の発信や道のホームページの魅力を向上させるための編集を実施する。

また、就業体験を受け入れる事業体の体制を強化するために、就業体験受け入れマニュアル等を作成するとともに、就業体験を受け入れる際の助言や現地対応、新規就業者の確保に向けて取り組んでいる事項等を聞き取りまとめる専門家を設置。

なお、就業体験を受け入れた際の様子分かる内容や新規就業者の確保に向けて取り組んでいる事項等をまとめた事例集を作成し、道内の事業体に普及する取組とすること。

4 仕様

- (1) リスティング広告等を活用したホームページのPR
 - 求職者が林業の就業体験に参加したくなるようなリスティング広告等により、道のホームページ情報の発信を行うとともに、当該広告の効果分析・検証を行うこと。
 - また、目的に合った広告媒体を、単独または複数組み合わせることで実施することとし、イラストや写真、映像、資料等のほか、広告に必要な素材は、受託者が用意すること。
 - ア 方法
 - リスティング広告（検索連動型広告）及びターゲティング広告
 - イ 対象
 - 道内の林業への関心層
 - ウ 回数
 - 年に2回以上、各1ヶ月程度。
 - エ 広告する媒体
 - Google、Yahoo!、Instagram、Facebook など
 - オ 作成するもの
 - 広告するために必要な画像や映像、資料等、広告の効果分析・検証をした報告書
 - カ その他
 - 上記内容を基本とし、より効果的な広告方法がある場合は、その限りではない。
- (2) 道のホームページの編集
 - 求職者が道のホームページを閲覧した際、就業体験に申し込みたくなるような魅力的なデザインに編集することとし、委託者が提供する既存ホームページのイラストや写真、映像、資料等の他、編集に必要な素材は、受託者が用意すること。
 - なお、編集にあたっては、「北海道公式ホームページ運営要領」に準拠して、必要なCMSを作成することとし、道のホームページが公開されるまで対応すること。

ア 必須事項

- (ア) 就業体験が、どの地域で行われているか北海道地図等により一目でわかるような工夫を行うこと。
- (イ) 求職者が就業体験を申し込むにあたり、簡単な申込フォーム等により申請できること。
なお、申込者の情報は、道の担当者等に電子メールにより通知されること。
- (ウ) 就業体験受け入れ事業体の会社概要と職場の雰囲気がわかる写真や動画等を掲載すること。
- (エ) その他、効果的かつ魅力的なデザインとするために、委託者と十分協議すること。

(3) 専門家派遣等による就業体験受入事業体への無料サポート及び情報収集

人材の確保に課題を抱える事業体を対象に、専門家を派遣し、当該事業体が抱えている潜在的な課題を洗い出した上で、専門的な知見により、就業体験プログラムの充実などの課題解決に向けた具体的な助言による個別支援を無料で行うこと。

ア 専門家

あらかじめ受託者において、求人活動のノウハウや情勢に詳しい専門家の候補者を選定し、委託者と協議を経て、決定することとし、常に事業体等からの相談を受けることができる体制を構築すること。

イ 就業体験受け入れマニュアルの作成

初めて就業体験を受け入れる事業体が、準備から実施までの全体の流れや留意点を理解するのに必要な就業体験受入マニュアル等を作成すること。

なお、本マニュアルの内容は十分委託者と協議した上で、可能な限り速やかに就業体験受け入れ事業体に配布するとともに、成果品の提出の際には最新の情報に更新すること。

ウ 支援方法

事業者への訪問による支援を原則とするが、必要に応じてオンラインや電話等（以下「リモート等」という。）の支援も可能とする。

エ 支援内容

- (ア) 就業体験プログラムの企画・実施にあたっての助言
- (イ) 必要に応じて就業体験受け入れ時の助言及び同行
- (ウ) その他、就業体験受け入れに係る事業体への助言

オ 対象事業体数

- (ア) エの（ア）及び（ウ）の対象は15社程度を基本とする。
- (イ) エの（イ）の対象は上記（ア）のうち5社程度とする。

カ 対象事業体の選定

オの事業体の選定は、委託者との協議による。

キ 1社あたりの支援回数

- (ア) オの（ア）の事業体に対し、委託期間中2回以上の助言等を行うこと。（リモート等での対応含む。）
- (イ) オの（イ）の事業体に対して、1回以上最大2回まで専門家を派遣すること。（リモート等での相談回数の上限は設けない。）

ク 情報収集について

オの（イ）の事業体に対して、月に1回以上は電話等によるコンタクトをとることとし、就業体験の受け入れ状況や新規就業者の確保に向けて取り組んでいる事項を聞き取るなど情報収集に努めること。

(4) 就業体験受け入れ事例集の作成及び普及

実際に就業体験を受け入れた時のイメージや効果的な新規就業者の確保に取り組んでいる事業体の取組を道内の事業体に幅広く共有するため、優良事例等を集約し、解説を付した事例集を作成する。

また、作成した事例集は、道のホームページに就業体験受入先一覧として掲載されている林業事業体（以下、「ホームページ掲載林業事業体」という）へ配布するなど普及活動も実施する。

ア 事例集の内容

- (ア) 就業体験を受け入れた様子
- (イ) 新規就業者の確保に向けて取り組んでいる優良事例の紹介
- (ウ) 上記3（3）のイで作成した就業体験受け入れマニュアル
- (エ) その他、新規就業者の確保に取り組む事業体向け支援制度の紹介など

イ 仕様

(ア) 優良事例の掲載数は、基本5事例とし、1事例2ページ程度の紹介とすること。

(イ) 電子媒体での閲覧を想定した構成とし、冊子にすることを踏まえサイズはA4、カラーで作成すること。

ウ 事例集の配布

ホームページ掲載林業事業体に配布する際は、紙媒体（A4冊子、カラー）を郵送等により配布すること。

(5) 事業報告書の作成

受託者は、事業体に行った支援や聞き取り状況、課題や解決策などをまとめた事業報告書を作成し、成果品と併せて提出すること。

(6) その他

その他、委託業務内容に定めた事項で、必要な部分は、委託者と受託者が協議し、決定する。

5 提出書類

(1) 契約後速やかに提出する書類

ア 業務処理計画書

契約書第4条に規定する業務処理計画書の提出は、別記第1号様式によるものとする。

イ 業務処理責任者の通知

契約書第6条に規定する業務処理責任者の通知は、別記第2号様式によるものとする。

(2) 業務完了時に提出する書類

ア 契約書第11条第1項に規定する実績報告書の提出は、別記第3号様式によるものとする。

イ 契約書第12条第1項の規定する請求書の提出は、別記第4号様式（内容をすべて網羅している場合は、会社指定の請求書でも可能）によるものとする。

6 その他

この要領に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議により定めるものとする。

業務処理計画書

年 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

住所
受託者 氏名

業務名 令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務

年 月 日付けで契約した上記の業務について次のとおり実施します。

記

1 業務スケジュール

業務内容	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

必要に応じて項目を修正すること。

2 業務処理体制

担当業務	職名	氏名

業務処理責任者選定通知書

令和 年 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

住所

受託者

氏名

委託業務名 令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務

令和 年 月 日付けで契約した上記の業務に係る業務処理責任者を次のとおり
定めたので通知します。

職	氏 名	備 考

実 績 報 告 書

年 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

住所

受託者

氏名

業務名 令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務

令和 年 月 日付けで契約した上記の業務について完了したので、
報告します。

記

- 1 業務完了年月日 年 月 日
- 2 成 果 品
- 3 その他 委託業務により生じた著作権等一切の権利を引き渡します。

委 託 料 請 求 書

年 月 日

北海道知事 様

住 所

受託者

氏 名

業務名 令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務

年 月 日付けで契約した上記業務の委託契約書第12条第1項の規定に基づき、次のとおり委託料の支払を請求します。

記

- 1 契約金額 円
- 2 前金払受領済額 円
- 3 今回請求額 円
- 4 振込先
 - (1) 金融機関名
 - (2) 預金種別
 - (3) 口座番号
 - (4) 口座名義人 (カナ)

※この欄は、押印を省略する場合に記載してください

	氏 名	連絡先
本件責任者		
担当者		

入 札 書

1 入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 業務名 令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務

競争入札心得、契約条項その他北海道が示した競争入札の執行条件を承諾の上、上記の金額で入札いたします。

年 月 日

住 所
入札者
氏 名 ㊟

住 所
代理人
氏 名 ㊟

北海道知事 鈴木 直道 様

注 入札金額は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を算用数字で記載し、その頭主には「¥」又は「金」を付すこと。

競 争 入 札 心 得

(総則)

第1条 北海道が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札)

第2条 入札参加者は、入札書及び提案書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第4条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書及び提案書の書換え等の禁止)

第5条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書及び提案書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

(2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札

(3) 入札書に記名押印がない入札

(4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札

(5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札

(6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札

(7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札

(8) 無権代理人がした入札

(9) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）

(10) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(11) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第7条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札)

第8条 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札者がいなかったときは、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。

また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

2 再度入札においては、入札参加者の申し出により、当初の入札で提出された提案書をもって、提出したことにすることもできます。

(落札者の決定)

第9条 予定価格の制限範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札をした者（以下「最も有利な入札者」という。）を落札者とします。

2 最も有利な入札者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最も有利な入札者を落札者とししない場合)

第10条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、最も有利な入札者を落札者とししない場合があります。

(1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなければなりません。

(契約の締結)

第11条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、落札決定の通知を受けた日から7日以内に次の各号により対応しなければなりません。ただし、支出負担行為担当者から契約の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指示に従ってください。

(1) 契約の締結を書面で行う場合には支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、支出負担行為担当者に提出しなければなりません。

(2) 契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には支出負担行為担当者が電子契約サービスにアップロードした契約書案に電子署名を行わなければなりません。

(落札者と契約の締結を行わない場合)

第12条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。

2 契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができません。

(談合情報に対する対応)

第13条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第14条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第15条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前には、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中には、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第16条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

委任状

令和 年 月 日

北海道知事 鈴木 直道 様

住所

氏名

私は、 を代理人と定め、北海道知事が発注する令和6年度就業体験受入強化事業委託業務に関し、次の権限を委任します。

記

委任事項

- 入札書及び見積書の提出に関する事
- 契約の締結に関する事
- 代金の請求及び受領に関する事
- 復代理人の選任に関する事
- その他上記に付帯する一切の事項

一 委託契約に関する留意事項 一

※事業者に示す際には、
契約の内容に応じて、
加筆・修正してください

契約書の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

契約全般について

北海道

契約区分

- 委託契約には成果物を求める**請負契約**と、一定の業務の執行を求める**(準) 委任契約**があります
- (準) 委任契約**は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います
- 準委任契約においては、契約を締結する際に法令等を遵守する旨の誓約書を提出してください

再委託

- 再委託は禁止です
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます(再委託の詳細については裏面)
- 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います
- 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください
- 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません

報告等の義務

- 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください

調査等への対応

- 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります

指名停止等

- 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、道と契約ができなくなることがあり、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります

その他

- コンソーシアムの代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください
- コンソーシアムの代表者は構成員に対し、道との契約内容を十分に周知してください
- 「北海道職員等の内部通報制度」を設けていますので、詳細は道HPをご覧ください

再委託について

再委託は禁止です

ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます

再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません

- 業務の全部を再委託する場合
- 業務の主要な部分を再委託する場合
- 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の関係書類を提出して、道の承諾を得てください

ア 次の事項を記載した書面

- 再委託する相手方の称号又は名称及び住所
- 再委託する理由及びその必要性
- 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- 再委託する相手方の過去の履行実績

イ 再委託する相手方から徴取した法令等を遵守する旨の誓約書の写し
(準委任契約の場合)

ウ その他求められた書類